

2021 年度 審判員登録および経過措置適用申請の

受付開始のお知らせ

全日本テコンドー協会
加盟団体・準加盟団体
傘下団体（道場等） 関係者 各位

全日本テコンドー協会
審判委員会
委員長 齋藤智

平素より、当会へご支援、ご協力賜り誠にありがとうございます。

標記にございます通り、本年度の審判員登録の受付をしくみネットにより開始いたします。審判員の皆様は個人会員登録と合わせ、お手続き頂きますようお願いいたします。お手続き詳細につきましては、下記をご参照ください。

なお、本年度より審判員規程の改定（別添 1）に伴い、審判員登録には前年度の審判員講習会参加が条件となりました。この変更により、昨年度の審判員講習会への参加実績の無い方は本年度の審判員登録が出来ないこととなります。そこで、規程内にも附則（別添 2）として記載がございます通り、経過措置を取ることとなりました。

昨年度審判員講習会を受講されていない審判員の方は、しくみネットによる審判員登録に合わせ、本書添付の「規定改正に係る経過措置適用申請書」にご署名の上、PDF をメールで下記の送付先までご送付ください。同時に、本年度中に審判員講習会をご受講頂きますようお願いいたします。

国内テコンドー発展の為に、審判員の普及拡大及び、有資格者の皆様の大会へのご協力が必要不可欠です。是非、多くの方のお申込みよろしく申し上げます。

【審判員登録の方法】

登録方法：しくみネット内の【イベント情報メニュー内】より

URL： <https://ajta.shikuminet.jp/events/>

期間：令和 3 年 4 月 2 3 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

登録料：無料

登録条件：今年度の個人会員登録を完了している方

【書類送付先】

一般社団法人 全日本テコンドー協会 審判委員会

E-Mail： referee_ml@ajta.or.jp

別添 1 審判員規程 第 6 条 (資格の更新)

(資格の更新)

第 6 条 第 3 条の資格の有効期間は、第 5 条 1 項の審判の登録が完了した日から当該年度の終了日までとする。

- 2 審判員は、第 4 条の審判員講習会（当協会が指定するレベルのものに限る）を受講し、翌年度の個人会員登録を行った場合に、翌年度にその資格を更新することができる。
- 3 前項の審判の更新を行わず、有効な審判員資格を有しないものが、有効な審判員資格を失ってから 3 年以内に、当該資格に必要な審判講習会を受講した場合には、講習会の受講を完了した日から、最後に有していた有効な審判員資格を復活させることができる。ただし、当該年度に、個人会員登録をしているものに限る。

別添 2 審判員規程 附則 (令和 3 年 4 月 1 3 日改正)

附則〔令和 3 年 4 月 1 3 日改正〕

- 1 第 6 条の適用について、次の通り経過措置を定める。
平成 3 0 年以降に審判資格を有していた者が、令和 2 年度に審判員講習会を受講できなかった場合は、令和 3 年度内に審判員講習会を受講する旨を確約する書面を提出することにより、令和 3 年度も審判員資格を更新することができる。
- 2 令和 3 年 4 月 1 3 日の理事会で承認された第 3 条、第 5 条ないし 7 条の改正及び第 8 条の削除は、同日より施行する。